

専決処分報告（損害賠償及び和解）

令和7年（2025年）2月13日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

1 訴訟外のもの

(1) 損害賠償及び和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故33件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
1	令和6年2月14日 札幌市中央区在住者	令和5年11月7日、札幌市中央区大通西7丁目において、本市の土木業務用のリース車と相手方の原動機付自転車が接触し、当該原動機付自転車が損傷したもの	23,007円
2	令和6年8月7日 札幌市北区在住者	令和5年9月22日、札幌市厚別区厚別中央3条4丁目において、自動車を運転中の相手方が、本市が管理する道路上の雨水 ^{ます} 柵周辺に生じた段差を通過した際、その衝撃により負傷したもの	72,583円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
3	令和6年10月9日 札幌市北区在住者	令和5年9月15日、札幌市東区北35条東1丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する公園の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	543,301円
4	令和6年10月9日 札幌市北区在住者	令和6年9月5日、札幌市北区新琴似10条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	82,665円
5	令和6年10月11日 札幌市北区 株式会社ラティール	令和6年6月10日、札幌市北区篠路町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	91,465円
6	令和6年10月21日 札幌市厚別区在住者	令和6年9月4日、札幌市厚別区厚別西5条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、浮き上がった雨水枿の蓋に接触し損傷したもの	97,033円
7	令和6年10月22日 札幌市中央区 株式会社URコミュニティ北海道住まいセンター	令和6年9月4日、札幌市南区真駒内曙町1丁目において、本市の職員が、ごみ収集作業中に誤って相手方が管理する団地の表札を損傷したもの	22,000円
8	令和6年10月25日 札幌市豊平区在住者	令和6年9月6日、札幌市白石区菊水1条4丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の歩道から外れた縁石により損傷したもの	41,755円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
9	令和6年10月25日 札幌市中央区在住者	令和6年9月19日、札幌市東区北25条東4丁目において、市立小学校の教員が、屋外での授業中に誤って、駐車中の相手方の自動車を損傷したものの	126,402円
10	令和6年10月29日 恵庭市在住者	令和6年9月28日、札幌市南区真駒内南町6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の雨水桝に生じた段差を通過した際、その衝撃により損傷したものの	92,286円
11	令和6年10月29日 札幌市中央区在住者	令和6年10月4日、札幌市中央区宮の森1条18丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、通過した際に跳ね上がった当該道路上のグレーチングにより損傷したものの	84,713円
12	令和6年10月30日 札幌市南区在住者	令和6年9月頃、札幌市南区において、本市職員の不適切なごみ収集作業により、相手方の住宅の外壁を損傷したものの	13,200円
13	令和6年10月31日 札幌市白石区 有限会社アクティ ブコミュニケーション	令和6年6月2日、札幌市白石区北郷において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したものの	6,204円
14	令和6年10月31日 札幌市北区在住者	令和6年7月17日、札幌市北区新川西1条3丁目において、本市の業務用のリース車と相手方の自動車が接触し、当該自動車が損傷したものの (番号15と一連の事故)	297,427円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
15	令和6年10月31日 札幌市北区 株式会社道央	令和6年7月17日、札幌市北区新川西1条3丁目において、本市の業務用のリース車と接触した自動車がそのはずみで相手方の物置に接触し、当該物置が損傷したもの（番号14と一連の事故）	105,600円
16	令和6年10月31日 札幌市中央区 三菱オートリース 株式会社北海道支店	令和元年5月7日から令和6年9月30日までリースしていた公用車について、返却の際、損傷していることが判明したもの	44,000円
17	令和6年11月6日 札幌市清田区在住者	令和6年3月10日、札幌市北区新川3条6丁目において、本市の救急車両と相手方の運転する自動車が接触し、相手方の子が負傷したもの（議案第51号と同一の事故）	140,707円
18	令和6年11月6日 札幌市南区在住者	令和6年10月10日、札幌市南区真駒内南町1丁目において、本市が管理する道路脇に停車しようとした相手方の自動車が、当該道路上の歩道から外れた縁石により損傷したもの	20,350円
19	令和6年11月14日 札幌市豊平区在住者	令和6年10月8日、札幌市豊平区豊平8条13丁目において、駐車中の相手方の自動車が、市立中学校の部活動中にグラウンドから飛び出たボールにより損傷したもの	35,915円
20	令和6年11月18日 札幌市手稲区在住者	令和6年10月19日、札幌市西区発寒10条13丁目において、駐車中の相手方の自動車が、本市が管理する路傍樹の枝の落下により損傷したもの	171,749円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
21	令和6年11月18日 札幌市東区 安田興業株式会社	令和6年10月21日、札幌市厚別区厚別西2条1丁目において、相手方が実施する工事の現場の転落防止柵等が、本市の塵芥車 <small>じんがい</small> の接触により損傷したもの	227,700円
22	令和6年11月18日 札幌市白石区 公益財団法人札幌市防災協会	令和6年10月24日、札幌市白石区南郷通6丁目北において、相手方の備品が、本市の業務用の自動車の接触により損傷したもの	8,300円
23	令和6年11月19日 札幌市北区在住者	令和6年10月12日、札幌市北区百合が原6丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の歩道から外れた縁石により損傷したもの	12,530円
24	令和6年11月28日 札幌市南区在住者	令和6年10月11日、札幌市南区において、相手方の住宅の風除室のガラスが、市立中学校の部活動中に敷地から飛び出たボールにより損傷したもの	97,163円
25	令和6年12月13日 札幌市北区在住者	令和5年11月19日、札幌市北区篠路町において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	58,485円
26	令和6年12月13日 札幌市南区在住者	令和6年7月1日、札幌市南区北の沢において、駐車中の相手方の自動車が、市立小学校の敷地内の樹木の倒壊により損傷したもの	328,782円
27	令和6年12月13日 札幌市西区在住者	令和6年8月21日、札幌市西区において、相手方の住宅の窓ガラスが、市立中学校の敷地の草刈り作業中に飛散した小石により損傷したもの	49,000円

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	損害賠償の額
28	令和6年12月14日 札幌市東区在住者	令和6年10月23日、札幌市清田区北野7条5丁目において、走行中の相手方の自動車が、本市が管理する路傍樹の枝の落下により損傷したもの	330,052円
29	令和6年12月14日 石狩市在住者	令和6年10月25日、札幌市中央区南1条西5丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	3,450円
30	令和6年12月16日 札幌市厚別区 新札幌プリンスハイツ管理組合	令和6年9月16日、札幌市厚別区厚別東4条2丁目において、相手方が管理するマンションのごみステーションが、本市の塵芥車の接触により損傷したもの	990,000円
31	令和6年12月18日 札幌市北区 合同会社more	令和6年11月8日、札幌市北区あいの里3条2丁目において、本市が管理する道路を走行中の相手方の自動車が、当該道路上の穴により損傷したもの	59,334円
32	令和6年12月20日 札幌市手稲区在住者	令和6年10月26日、札幌市手稲区金山2条2丁目において、本市が管理する公園で遊んでいた相手方が、浮き上がったグレーチングにつまずいて転倒したことにより負傷したもの	635,975円
33	令和6年12月27日 札幌市南区在住者	本市の職員が業務中に誤って、相手方の収入印紙を汚損したもの	10,300円

(2) 和解

本市は、本市の業務に関して発生した事故2件について、次のとおり和解する。

番号	専決処分年月日 相手方	事故の概要	和解の概要
1	令和6年11月19日 札幌市南区在住者	令和6年9月24日、札幌市南区南沢2条3丁目において、本市の業務用の電動機付自転車と相手方の自動車が接触したもの	相手方は、本市に対して、38,115円を支払う。
2	令和6年12月7日 札幌市厚別区在住者	令和5年6月8日、札幌市厚別区厚別中央3条4丁目において、本市の業務用の電動機付自転車と相手方の自転車が接触したもの	相手方は、本市に対して、63,741円を支払う。

2 訴訟によるもの

本市は、損害賠償請求事件2件について、次のとおり損害賠償の額を定め、和解する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	和解の概要
1	令和6年12月3日 札幌地方裁判所 令和6年(ワ)第958号 損害賠償請求事件	札幌市北区在住者	<p>(1) 令和5年5月7日、札幌市北区新川2条6丁目において、本市が管理する道路を通行中の相手方が、当該道路上の穴により転倒し、負傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として、40,390円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 相手方は、その余の請求を放棄する。</p> <p>(3) 相手方及び本市は、相手方と本市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに債権債務がないことを相互に確認する。</p>

番号	専決処分年月日 事 件 名	相手方	和解の概要
2	令和6年12月25日 札幌簡易裁判所 令和5年(ハ)第30567号 損害賠償請求事件	札幌市豊平区 在住者	<p>(1) 令和3年11月5日、札幌市豊平区西岡4条12丁目において、友人が接触したはずみで歩道から車道に飛び出した相手方が、本市の業務用の自動車に接触したことにより負傷した事故について、本市は、相手方に対し、和解金として、134,153円の支払義務があることを認める。</p> <p>(2) 番号1の(2)に同じ。</p> <p>(3) 番号1の(3)に同じ。</p>